平成２５年（フ）第５５０号
名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　市営西あじま荘Ｔ８棟301号
破産者　佐々木　治（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３２号
名古屋市中川区八田町2003番地　ウィスラー八田９Ｃ号
破産者　新澤　哲哉
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県小野市天神町80番地の1026
破産者　善甫　良太
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２７１号
佐賀県佐賀市大和町大字池上359番地１、申立時の住所佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬71番地１
破産者　小林　秀敏
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
佐賀県佐賀市神園１丁目５番５号
破産者　圓城寺義明
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目20番地18
破産者　藤井　純一
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県犬山市大字犬山字寺下108番地
破産者　サンピクニックこと　岩田　和子
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４号
長崎県長崎市興善町７番２号　馬渡ビル301号
破産者　藤田美津江
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３号
栃木県小山市犬塚１丁目５番地10　ハイツ花梨201号
破産者　堀　　秀子
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５０２号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦756番地
破産者　三窪　重行
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２号
岩手県奥州市水沢区字大町６番地６
破産者　スナック元こと　菊池　元子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第９８号
秋田県湯沢市材木町２丁目１番43号
破産者　竹貫　榮子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６９号
福島県郡山市片平町字新蟻塚12番地　４号棟102号、開始決定時の住所山形県東根市神町南３丁目１番１号
破産者　吉田　喜一
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
長野市大字風間1220番地の１
破産者　丸山　　進
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９６９号
名古屋市中村区則武１丁目17番13号、開始決定時の住所岐阜県多治見市松坂町２丁目11番地の45
破産者　白岩愼一郎
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２５号
名古屋市港区東築地町６番地の11　ニューコーポ竜宮201号
破産者　青木　　正
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７８号
名古屋市中村区中島町２丁目５番地の４、開始決定時の住所名古屋市西区新道１丁目７番６号
破産者　佐藤　　守
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部